

○総務省令第三百十号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）第四百四十八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣 武田 良太

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記第六十五号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六十六号様式中「㊦」を削る。

附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。